

【オーストラリア】2020年国家緊急事態宣言法

海外立法情報課長 内海 和美

* 2020年12月、大規模自然災害等の緊急事態における連邦政府の対応を明確化し、強化するため、連邦政府が国家緊急事態宣言を発することを可能とする法律が制定された。

1 経緯

豪州では、例年、夏を迎え気温が上がり乾燥が続く12月頃から3月頃にかけて、森林火災が発生しやすいとされる。特に2019年は、記録的な高温と乾燥により9月頃に発生した森林火災が、南東部の州（ヴィクトリア州、ニューサウスウェールズ州、クイーンズランド州）を中心に大規模化して2020年2月頃まで続き、甚大な被害が生じた。焼失面積は2400万ha（豪州全面積の3.1%）以上、33人が命を失い、犠牲となった又は生息場所を失ったコアラやカンガルーなどの動物は約30億匹、経済的損失は100億豪州ドル以上と言われる¹。

豪州連邦憲法は、大規模自然災害等の緊急事態に関する規定を有していないため、連邦に専属する防衛権を除き、緊急権の行使は州の権限に属する²。そのため各州は、域内の緊急事態に対応するため、緊急事態管理法を制定している³。他方、連邦は、州・準州の緊急事態への対応及び管理を支援・調整するために、連邦法に基づき、当該緊急事態の際に行使できる権限及び機能を有している。しかしこれらは、自然災害の種類別に連邦や州政府等の責任分担が異なるなど複雑であり、連邦が持つ様々な権限及び機能を明確化し、統合するために、新たな法的枠組みを構築することが求められていた⁴。

2020年2月20日、森林火災だけではなく、洪水、地震、サイクロン、津波等の自然災害全般に対して、連邦政府や州政府がとるべき対応を勧告するため、「国家自然災害対策に関する王立委員会」⁵が設立された。同年10月28日、王立委員会は報告書の中で80の勧告を行い、その「勧告5.1」において、国家緊急事態宣言に関する規定を法律で定めるべきことや、同宣言には、①自然災害の深刻さを国民に周知するために公式の宣言を行うことができる連邦政府の権限、②自然災害への対応・復旧のため、連邦政府機関を迅速に動員して州・準州を支援するためのプロセス、③明確に定義された限定的な状況において、州・準州からの支援要請が無くても行動を起こすことができる連邦政府の権限について含めるべきことを提示した⁶。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年7月8日である。

¹ Royal Commission into National Natural Disaster Arrangements, “Royal Commission into National Natural Disaster Arrangements Report,” 2020.10.28, p.5. <<https://naturaldisaster.royalcommission.gov.au/system/files/2020-11/Royal%20Commission%20into%20National%20Natural%20Disaster%20Arrangements%20-%20Report%20%20%205Baccessible%5D.pdf>> なお、1豪州ドルは、約91円（令和4年7月分報告省令レート）。

² 山田邦夫「オーストラリア憲法と緊急権」『レファレンス』822号, 2019.7, pp.10-11. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11335491_po_082201.pdf?contentNo=1>

³ Emergency Management Act 2013, No.73 (Victoria)、Disaster Management Act 2003, No.91 (Queensland) ほか。

⁴ Australian Human Rights Commission, “Review of National Emergency Declaration Act 2020 (Cth),” 2021.3.24, p.3. <https://humanrights.gov.au/sites/default/files/review_of_national_emergency_declaration_act_2020_submission_1_0.pdf>; *op.cit.*(1), p.75.

⁵ Royal Commission into National Natural Disaster Arrangements. <<https://naturaldisaster.royalcommission.gov.au/>>

⁶ *op.cit.*(1), p.36.

この勧告を受け、同年12月15日、国家緊急事態宣言法⁷（全4章20か条。以下「本法」）が成立し、翌16日に施行された。

2 本法の主な内容

(1) 国家緊急事態宣言発令の要件（第11条）

連邦首相が、①豪州国内外を問わず、緊急事態が発生した又は発生する可能性があり、かつ②当該緊急事態が、豪州又は豪州沖合で国家的に重大な被害⁸をもたらした又はもたらす可能性があること、さらに③次の(a)～(d)のいずれかに該当すると認めた場合、連邦総督は、国家緊急事態宣言（以下「宣言」）を発することができる。(a)②の状況にある州・準州政府が書面で宣言の発出を要請した場合、(b)緊急事態のため(a)に基づく要請が不可能な場合、(c)当該緊急事態が「連邦の利益」に影響を与えた又は与える可能性がある場合、(d)当該緊急事態の性質及び国家的に重大な被害の深刻さから、宣言発令が適切である場合。宣言は書面で行われ、期間は3か月を超えてはならない。連邦議会上院の法務・憲法問題常任委員会は、宣言発令後1年目までに宣言の評価を開始し、終了後速やかに結果を上院に報告しなければならない(第14A条)。

(2) 委任立法による連邦法の変更又は適用除外（第15条）

文書の提出、署名、署名の立会い、個人の身元確認等を要求する規定（以下「関連規定」）を含む連邦法の所管大臣（以下「所管大臣」）は、宣言が関係する緊急的状況への対応として、かつ公衆の利益にかなうと認めた場合、立法府以外による制定法規である委任立法によって、一定期間、連邦法の関連規定を変更又は適用除外する決定を行うことができる（いわゆる「ヘンリー8世条項（Henry VIII clause）」）。宣言により影響を受けた人々が、政府の支援を得るため通常要求される形式的手続を不要とすることで、容易かつ迅速に支援を受けられるようにすることを目的とする。なお、豪州連邦警察法等へは本条は適用されない（第8項）。

(3) 緊急事態管理情報の提供（第16条）

連邦首相は、連邦政府機関に対して書面による通知を行い、宣言が対象とする緊急事態への備え・対応・復旧を目的として、当該連邦政府機関が保有する医薬品やその他の物資の備蓄、連邦が取り得る対策の選択肢や提言に関する情報を提供するよう求めることができる。

3 本法の評価

本法第18条は、上院法務・憲法問題常任委員会が、施行後直ちに本法の評価を開始し、2021年6月30日までに上院に結果を報告する義務があると規定する。評価報告書は、期限前の3月24日に提出され、連邦政府に強大な権限を与えることに対する懸念から、次の五つを勧告⁹した。①第12条を修正し、総督が行うことのできる宣言の延長回数を制限する。2回以上の延長の場合は、即時評価を義務付ける。②現在は規定のない「緊急事態」や「連邦の利益」の定義を法律に規定する。③第15条を修正し、所管大臣が宣言発令後合理的期間内に議会を開催できないと認めた場合でなければ第15条の決定を行うことができないと規定する。④宣言特別委員会の設置。⑤委任立法である宣言等に対する議会の拒否権を認める。

⁷ National Emergency Declaration Act 2020, No.128, 2020. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00566>> なお、国家緊急事態宣言は、2022年3月9日、豪州東部の洪水被害に対して初めて発令された。

⁸ その規模及び結果から国に重大な被害をもたらすもので、人間の命又は健康（メンタルヘルスを含む。）、動植物の命又は健康、インフラストラクチャを含む財産、環境等のいずれかへの被害をいう（同上）。

⁹ Australian Human Rights Commission, *op.cit.*(4), p.4.